

◆◇貸付条件表◇◆  
【貸金業法第14条（貸付条件等の掲示）】

三菱HCキャピタル信託株式会社  
東京都知事（4）第31512号

商品名	信託勘定による貸付		
融資条件			
種類	(1) 手形貸付 (2) 証書貸付 (3) 極度方式貸付		
貸付金利・割引率 (実質年率)	融資金額に応じて、以下に定める利率（割引率）以下の範囲 (1) 元本の額が10万円未満の場合 年20.0% (2) 元本の額が10万円以上100万円未満の場合 年18.0% (3) 元本の額が100万円以上の場合 年15.0%		
返済の方式	返済の方式	返済期間	返済回数
	一括返済方式	1日～600ヶ月	—
	元利均等返済方式	1日～600ヶ月	1回～600回
	元金均等返済方式	1日～600ヶ月	1回～600回
返済期間	定額リボルビング方式 所定の返済約定日なし		
	定率リボルビング方式 所定の返済約定日なし		
返済回数	自由返済方式 所定の返済約定日なし		
	その他の方式 所定の返済約定日なし		
	元利不均等方式 所定の返済約定日なし		
賠償額の予定	年14.6%		
担保	必要に応じて（根）抵当権、質権、譲渡担保権 その他の担保権徴求、必要に応じて保証人を取得		
事務手数料	利息と合算して上記貸付金利に定める範囲で、必要に応じて徴求		
返済例	種類名	上記（1）～（3）	
	融資金額（又は手形金額）	100億円	
	貸付利率	年1.250%	
	事務手数料	0円	
	返済回数	60回	
	返済期間	60ヶ月	
	返済方式	元利均等返済方式	
	毎月の返済額	172,016,012円	
	実質年率	年1.250%	

指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
----------	------------------------

# ◆◇貸付条件表【手形割引】◇◇

【貸金業法第14条（貸付条件等の掲示）】

三菱HCキャピタル信託株式会社  
東京都知事（4）第31512号

商品名	信託勘定による貸付		
融資条件			
種類	(4) 手形の割引		
貸付金利・割引率 (実質年率)	融資金額に応じて、以下に定める利率（割引率）以下の範囲 (1) 元本の額が10万円未満の場合 年20.0% (2) 元本の額が10万円以上100万円未満の場合 年18.0% (3) 元本の額が100万円以上の場合 年15.0%		
返済の方式	返済の方式	返済期間	返済回数
	一括返済方式	1日～600ヶ月	—
	元利均等返済方式	1日～600ヶ月	1回～600回
	元金均等返済方式	1日～600ヶ月	1回～600回
返済期間	定額リボルビング方式	所定の返済約定日なし	
	定率リボルビング方式	所定の返済約定日なし	
返済回数	自由返済方式	所定の返済約定日なし	
	その他の方式	所定の返済約定日なし	
	元利不均等方式	所定の返済約定日なし	
賠償額の予定	年14.6%		
担保	必要に応じて（根）抵当権、質権、譲渡担保権 その他の担保権徴求、必要に応じて保証人を取得		
事務手数料	利息と合算して上記貸付金利に定める範囲で、必要に応じて徴求		
返済例	種類名	手形割引	
	融資額（手形金額）	10億円	
	割引率	年2.000%	
	事務手数料	0円	
	返済回数	1回	
	返済期間	12ヶ月	
	実質年率	年2.000%	
	割引料	2,000万円	
	手渡金額	9億8,000万円	

指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
----------	------------------------

# ◆◇貸付条件表【売渡担保】◇◇

【貸金業法第14条（貸付条件等の揭示）】

三菱HCキャピタル信託株式会社  
東京都知事（4）第31512号

商品名	信託勘定による貸付		
融資条件			
種類	(5) 売渡担保		
貸付金利・割引率 (実質年率)	融資金額に応じて、以下に定める利率以下の範囲 (1) 元本の額が10万円未満の場合 年20.0% (2) 元本の額が10万円以上100万円未満の場合 年18.0% (3) 元本の額が100万円以上の場合 年15.0%		
返済の方式 返済期間 返済回数	返済の方式	返済期間	返済回数
	一括返済方式	1日～600ヶ月	—
	元利均等返済方式	1日～600ヶ月	1回～600回
	元金均等返済方式	1日～600ヶ月	1回～600回
	定額リボルビング方式	所定の返済約定日なし	
	定率リボルビング方式	所定の返済約定日なし	
	自由返済方式	所定の返済約定日なし	
	その他の方式	所定の返済約定日なし	
元利不均等方式	所定の返済約定日なし		
賠償額の予定	年14.6%		
担保	動産・不動産・債権その他財産		
事務手数料	利息と合算して上記貸付金利に定める範囲で、必要に応じて徴求		
返済例	種類名	売渡担保	
	融資金額（又は手形金額）	100億円	
	貸付利率（又は割引率）	年1.250%	
	事務手数料	0円	
	返済回数	60回	
	返済期間	60ヶ月	
	返済方式	元利均等返済方式	
	毎月の返済額	172,016,012円	
実質年率	年1.250%		

指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
----------	------------------------

# ◆◇貸付条件表【媒介】◇◆

## 【貸金業法第14条（貸付条件等の揭示）】

三菱HCキャピタル信託株式会社  
東京都知事（4）第31512号

商品名	貸付媒介		
融資条件			
種類	(1) 手形貸付 (2) 証書貸付 (3) 極度方式基本契約 (4) 手形の割引 (5) 売渡担保の媒介		
貸付金利・割引率 (実質年率)	媒介にかかる貸借の金額に応じて、以下に定める利率（割引率）以下の範囲 (1) 元本の額が10万円未満の場合 年20.0% (2) 元本の額が10万円以上100万円未満の場合 年18.0% (3) 元本の額が100万円以上の場合 年15.0%		
返済の方式 返済期間 返済回数	返済の方式	返済期間	返済回数
	一括返済方式	1日～600ヶ月	—
	元利均等返済方式	1日～600ヶ月	1回～600回
	元金均等返済方式	1日～600ヶ月	1回～600回
	定額リボルビング方式	所定の返済約定日なし	
	定率リボルビング方式	所定の返済約定日なし	
	自由返済方式	所定の返済約定日なし	
	その他の方式	所定の返済約定日なし	
元利不均等方式	所定の返済約定日なし		
賠償額の予定	—		
担保	—		
事務手数料	媒介に係る貸付元本に対し5.0%の範囲で必要に応じて徴求		
返済例	全種類共通		
	融資額（又は手形金額）	1億円	
	媒介手数料率	2.00%	
	媒介手数料額	1億円×2.00%=200万円	
	支払回数	1回	

指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
----------	------------------------